

議案第60号

上田地域の医療の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成21年3月18日

提出者 地域中核病院特別委員長 内堀 勝年

上田地域の医療の充実を求める意見書

全国的な病院勤務医の不足に加え、地域間及び特定診療科での医師不足・偏在が顕著な状況です。当上田地域においても、地域医療支援病院である独立行政法人国立病院機構長野病院（以下「長野病院」という。）が、地域の高度医療を担ってきましたが、特に、地域周産期母子医療センターとしての長野病院は、産婦人科の医師不足の影響を受ける形で派遣元からの医師引き揚げがされ、分娩の扱いを休止している状況です。

これに対し、地域を挙げて様々な協力体制をしき、麻酔科医師、産婦人科医師、小児科医師の招へいに取り組んでいますが、すぐに成果が上がる状況ではありません。

上田地域の医療を守り、充実させ、安全・安心の地域医療を推進するため、関係機関におかれては、下記事項について実施するよう強く要請します。

記

1 国に対して

- (1) 平成20年3月に地域医療に関する関係省庁連絡会議において長野病院は支援が必要であると確認がなされた。したがって、厚生労働省、文部科学省、防衛省は医学部を持つ大学及び長野県と協議して医師の確保について緊急に具体化すること。
- (2) 長野病院は、国が設置して運営してきた歴史があり、国の責任において、地域周産期母子医療センターとしての責任を果たせるよう要望する。
- (3) 新臨床研修制度を見直し、医師不足や地域による医師の偏在を解消するため、一定期間周産期医療及び救急医療へ従事することを義務付けること。
- (4) 女性医師の職場復帰・離職防止のため、働きやすい職場環境の整備を図るための支援をすること。
- (5) 勤務医の労働条件の改善を図るとともに、医師の業務を軽減するため、看護師・助産師等医療従事者のさらなる確保をすること。
- (6) 診療報酬の引き上げと、それに伴う財政措置を講ずること。
- (7) 医療事故等に対する無過失補償制度は、全診療科を対象として実施すること。
- (8) 医師を継続的に派遣するシステムの構築をすること。

2 県に対して

- (1) 県は保健医療計画を策定する立場にあることから、医師確保を積極的に行うこと。
- (2) 長野病院を地域周産期母子医療センターとして指定した県は、長野病院に対して直接支援すること。
- (3) 長野病院の小児科は県の連携強化病院として指定されているが、産婦人科は指定されていない。上田地域全体として長野病院の産婦人科を維持するため、医師の確保とともに早急に連携強化病院として指定すること。

3 上田地域広域連合に対して

- (1) 長野病院への直接支援策について国と協議すること。
- (2) 医師が地域で働きやすい、生活しやすい環境を整備すること。
- (3) 医師招へいについて、市町村間の連携を図ること。
- (4) 自治会等の地域ごとに会議を開き、上田地域の医療の現状を知らせ、医師招へい等の要請を行うこと。
- (5) 地域医療対策室等の組織を設け、体制の充実を図ること。
- (6) 長野病院に対する支援事業は、地域周産期母子医療センターとしてだけでなく、他の診療科へも拡大すること。
- (7) 長野県保健医療計画に基づいた上田地域の医療に関する中期計画を立てること。また、計画の推進に当たっては議会と行政が連携して実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月18日

上田市議会議長 丸 山 正 明